

相手方と示談をした後に

損害賠償請求事件となった事例

横須賀市道歩行者転倒損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課 岡崎 之彦

〔一審判決〕

平成一七年四月二六日 横浜地方裁判所

請求棄却（控訴）

〔控訴審判決〕

平成一七年一月二九日 東京高等裁判所

請求一部認容（確定）

はじめに

国家賠償法二条一項の営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、瑕疵があったか否かは、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきものであり、瑕疵がある事件について、訴訟とならないで相手方と示談となる場合がある。

今回の事例紹介は、道路管理者が管理する道路

上で足を滑らせ受傷した通行人と示談した後に、国家賠償法第二条第一項に基づき、上記事故による損害賠償の請求があった事件を取り上げ、主として和解における要素の錯誤についての裁判所の判断を紹介することとする。

一 事案の概要等

本件は、控訴人が、被控訴人の管理する道路のコンクリート製側溝蓋の上で足を滑らせ側溝蓋擦り付け処理用のモルタルの破片で右足のかかとを受傷し、実通院日数一〇日を要する傷害を負ったとして、被控訴人に対し、国家賠償法第二条第一項に基づき、上記事故による損害賠償として治療費一万六、〇四九円及び慰謝料八万二、〇〇〇円、以上合計九万八、〇四九円並びにこれに対する不法行為の日から支払済みまで民法所定の年五分の

割合による損害遅延金の支払いを請求した事案である。

原審は、控訴人が被控訴人との間で上記事故による一切の損害賠償として五万円の支払を受けるとの示談をしており、賠償金額そのものについての錯誤を控訴人が主張することは民法第六百九十六条により許されないとして、控訴人の請求を棄却し、これを不服とする控訴人が控訴を提起した。

二 主な争点と当事者の主張

1 控訴人の主張（請求の原因）

(1) 本件事故の発生

控訴人は、平成一三年一〇月八日、横須賀市内の被控訴人が管理する勾配約七度の道路（以下「本件道路」という。）を歩行中、コンクリー

ト製側溝蓋の上で足を滑らせて側溝蓋擦り付け処理用のモルタル部分に足を踏み入れた際、当該モルタル部分が割れていたため、その破片で右足のかかとに実通院日数一〇日を要する挫創等の傷害を負った(以上の事故を以下「本件事故」という)。

(2) 被控訴人の責任

本件事故は、本件道路の管理に瑕疵があったために生じたものであるから、被控訴人は国家賠償法第二条第一項に基づき損害賠償責任を負う。

(3) 控訴人が受けた損害

ア 控訴人は、本件事故により受けた障害の治療のために一〇日通院し、治療費等として一万六、〇四九円支払った。

イ 本件事故による慰謝料は、下記のとおり、八万二、〇〇〇円が相当である。

四、一〇〇円×一〇×二〇八万二、〇〇〇円
よって、控訴人は、被控訴人に対し、国家賠償法第二条第一項に基づき、上記事故による損害賠償金として治療費一万六、〇四九円及び慰謝料八万二、〇〇〇円、以上合計九万八、〇四九円並びにこれに対する不法行為の日から支払い済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

2 被控訴人の主張

(1) 請求の原因に対する認否

ア 請求の原因(1)(本件事故の発生)の事実のうち、横須賀市内に被控訴人が管理する勾配約7度の本件道路があること、被控訴人が本件道路にコンクリート製側溝蓋を設置し、モルタル擦り付け処理をしていたことは認め、その余の事実は不知。

イ 同 (2)(被控訴人の責任)の主張は争う。控訴人は、本件事故現場を常時通行していて現場の状況を熟知しており、相当の注意をしていれば本件事故の発生を避けることができた。

ウ 同 (3)(控訴人が受けた損害)の事実は不知。

エ 同 (4)は争う。

(2) 抗弁

控訴人と被控訴人は、平成一四年三月四日、控訴人が被控訴人から本件事故による損害賠償として五万円の支払いを受けて本件事故による紛争を解決するとの示談(以下「本件示談」という)をした。

3 控訴人の主張

(1) 抗弁に対する認否

抗弁事実は認める。

(2) 再抗弁

ア 本件示談は、控訴人に要素の錯誤があり、無効である。

イ 要素の錯誤があったことを基礎付ける事実は、次のとおりである。

① 控訴人が本件事故の損害賠償について被控訴人の担当職員と交渉中、被控訴人の担当職員から、被控訴人は道路の事故に関する損害賠償の責任保険に入っており、この保険によると損害の算定については自賠償の基準が準用されるという説明があった。

② a 控訴人が被控訴人の担当職員に対して慰謝料の算定方法について尋ねると、(通院日数)×(単価)という説明があった。

b 控訴人が慰謝料は一日いくらになるのかと尋ねたところ、被控訴人の担当職員から一日約四、〇〇〇円であるという回答を得た。

③ 控訴人は、被控訴人の担当職員から上記の説明を聞き、自賠償の基準によると(通院日数)×(単価)という算定方法しかない、それ以外の方法はないと誤信した。

④ 控訴人は、被控訴人の担当職員に対し、治療費実費は一万数千円、慰謝料は約四万円になるといふ損害の内訳を口頭で示した。

⑤ 控訴人は、被控訴人の担当職員に対し、平成一三年一月三〇日到達の書面をもつ

て、本件事故の賠償金額として五万円を提案した。

4 控訴人の主張（再抗弁に対する認否）

(1) 再抗弁アの主張は争う。最高裁昭和四三年

(オ)第七号同年七月九日第三小法廷判決・判例時報五百二十九号五四頁は、争いの目的たる事項について和解当事者は錯誤を理由としてその無効を主張し得ないものと解するのが相当であると判示しているところ、民法第六百九十六条の規定によれば、控訴人及び被控訴人は、本件示談をするに当たり、本件事故に關し、その損害のすべてについて五万円の支払をもって紛争を終結するものと互いに認識していたのであって、控訴人において示談金額の算定方法に何らかの錯誤があつたとしても、錯誤による無効を主張することはできない。なお、控訴人の主張する錯誤は、動機の錯誤にすぎないものであり、最高裁昭和四四年(オ)第八百二十九号同四五年五月二十九日第二小法廷判決・判例時報五百九十八号五五頁は、錯誤が意思表示の要素に關するものであるというためには、その錯誤が動機の錯誤である場合には動機が明示されて意思表示の内容をなしていること及びその動機の錯誤がなかつたならば通常当該意思表示をしなかつた

であろうと認められる程度の重要性が認められることを要するものと解すべきであると判示しているから、控訴人の主張する上記錯誤は法律行為の要素に錯誤があつたものということはできない。

(2)ア 再抗弁イの①の事実は認める。

イ 同②のaの事実は否認する。被控訴人の担当職員は、控訴人に対し、慰謝料の算定式は説明していない。同②のbの事実は認める。

ウ 同③の事実は不知。

エ 同④の事実に對する被控訴人の主張は次のとおりである。控訴人からそのような話があつたかどうかについて、被控訴人の担当職員の記憶は定かでなく、正確に覚えていない。仮にそのような話があつたとしても、被控訴人の担当職員としては、控訴人から具体的な提案なしそれにつながる話があつたとは考えておらず、交渉過程における途中の話だと認識していた。

オ 同⑤の事実は認める。

三 主な争点に対する裁判所の判断

主 文

原判決を次のとおり変更する。

■被控訴人は、控訴人に対し、七万八、四三九円

及びこれに対する平成一三年一〇月八日から支払い済みまで年五分の割合による金員を支払え。

■控訴人のその余の請求を棄却する。

1 本件事故と本件道路の管理の瑕疵について

請求の原因(1)（本件事故の発生）の事実のうち、横須賀市内に被控訴人が管理する勾配約七度の本件道路があること、被控訴人が本件道路にコンクリート製側溝蓋を設置し、モルタル擦り付け処理を施していたことは当事者間に争いがなく、証拠によれば、請求の原因(1)の事実のうちその余の事実及び控訴人が本件事故により右足のかかとの外側を五針縫う治療を受けた事実を認めることができる。

上記事実によれば、本件事故は、控訴人が本件道路のコンクリート製側溝蓋の上で足を滑らせ、側溝蓋に接着するモルタル部分に足を踏み入れた際、当該モルタル部分が割れていたため、その破片で右足のかかるとに挫創等の傷害を負つたというものであり、当該モルタル部分が割れていなければ発生しなかつたものであるから、本件道路は通常有すべき安全性に欠ける点があつたものといわざるを得ず、本件事故は本件道路の管理に瑕疵があつたため生じたといふべきであつて、被控訴人は、控訴人に対し、国家賠償法第二条第一項に基づく損害賠償責任を免れないといふべきである。

2 控訴人の受けた損害について

(1) 証拠によれば、請求の原因(3)のAの事実(控訴人が、本件事故により受けた傷害の治療のため病院に一〇日通院し、治療費等として一万六、〇四九円を支払った事実)を認めることができる。

(2) 控訴人の上記傷害の程度、通院期間及び日数並びに現在における控訴人及び被控訴人の本件事故による慰謝料の計算方法及び金額についての考え方を総合勘案すると、本件事故による慰謝料は、下記の計算式に基づく八万二、〇〇〇円を下回ることはないというべきである。

$$\text{四、一〇〇円} \times \text{一〇 (通院日数)} \times \text{二} = \text{八万二、〇〇〇円}$$

3 過失相殺について

本件事故の発生について、控訴人にも二割の責任があるものというべきである。そうすると、被控訴人が本件事故について負担すべき損害額は、下記のとおり七万八、四三九円となる。

$$\text{一万六、〇四九円} + \text{八万二、〇〇〇円} = \text{九万八、〇四九円}$$

$$\text{九万八、〇四九円} \times \text{〇・八} = \text{七万八、四三九円}$$

(円未満切捨て)

4 抗弁について

抗弁事実(本件示談の成立)については当事者間に争いが無い。

5 再抗弁について

(1) 再抗弁事実(要素の錯誤を基礎付ける事実)

のうち、イの①の事実(本件事故の損害賠償について被控訴人の担当職員と交渉中、被控訴人の担当職員から、被控訴人は道路の事故に関する損害賠償の責任保険に入っており、この保険によると損害の算定については自賠償の基準が準用されるという説明があった事実、同②のbの事実(控訴人が慰謝料は一日いくらになるのか尋ねたところ、被控訴人の担当職員から一日約四、〇〇〇円であるという回答を得た事実)及び同⑤の事実(控訴人が、被控訴人の担当職員に対し、平成一三年一月三〇日到達の書面をもって本件事故の賠償金額として五万円を提案した事実)は、当事者間に争いが無い。

(2) 争いのない事実(証拠を併せて考えれば、控訴人は、被控訴人に対し、本件事故に関する損害賠償を請求し、平成一三年一〇月三〇日ころから同年一月三〇日ころまでの間、数回にわたって被控訴人の担当職員と面談し、交渉を行ったこと、その際、被控訴人の担当

職員から、被控訴人は道路の事故に関する損害賠償の責任保険に入っており、この保険による損害の算定は自賠償の基準に準じて行われるという説明があったこと、控訴人が、被控訴人の担当職員に対し、慰謝料は1日いくらになるのかと尋ねたところ、被控訴人の担当職員から一日約四、〇〇〇円であるという回答を得たこと、そこで、控訴人は、被控訴人の担当職員から上記の説明を聞き、自賠償の基準によると慰謝料の算定は通院日数に単価を乗じるという算定方法しかないと誤信したこと、控訴人は、被控訴人の担当職員に対し、治療費実費は一万数千円、慰謝料は約四万円になるといふ損害の内訳を口頭で示したので、被控訴人の担当職員は、控訴人が通院日数に四、〇〇〇円を乗じて慰謝料を計算していると認識したこと、本件事故の過失割合について、控訴人は自分が無過失に近いと主張し、被控訴人の担当職員は控訴人の過失が七割位であると主張したこと、控訴人は、本件示談をするに当たり、被控訴人の担当職員との間で本件事故による損害の総額が約六万円であるとの共通認識が成立したと考えており、被控訴人との争いの目的たる事項は過失割合の点だけであると考えると、上記のとおり損害の総額につき共通認識が成立しているこ

とを前提として、被控訴人の担当職員に対し、同年一月三〇日到達の書面をもって、本件事故の賠償金額として五万円を提案したと、これを受け、被控訴人の担当職員は、平成一四年二月、通院日数一〇日に二を乗じ、これに四、一〇〇円を乗じて慰謝料を八万二、〇〇〇円と算定した上で控訴人の損害額を九万八、〇四九円と算定し、これを踏まえ、更に控訴人の本件事故による損害の総額についての認識が約六万円であることを前提として、控訴人の上記提案に係る五万円をもって示談に応ずることが相当である旨の市内部の説明用文書を作成し、決裁を得たこと、同年三月四日に示談書が作成され、本件示談が成立するに至ったこと、しかしながら、控訴人は、その後、週刊誌の記事を読んで、実治療日数に二を乗じ、これに四、一〇〇円を乗じて慰謝料が算定されることがあることを知り、同月六日付け書面により、被控訴人の担当職員に対し、被控訴人の担当職員から上記の説明を受けたため、錯誤に陥って本件示談に応じたのであり、本件示談は無効であると主張するに至ったこと、これに対し、被控訴人の担当職員は、平成一四年五月一七日付けの書面をもって、控訴人との示談の金額が五万円となったのは、治療費一万六、〇四九円、

慰謝料について一〇（実治療日数）×二×四、一〇〇円＝八万二、〇〇〇円、以上合計九万八、〇四九円を基礎とし、これに被控訴人の過失割合五一パーセントを乗じた五万円を本件事故についての控訴人との示談の金額としたのであって、控訴人の主張するような問題はない旨の回答をしていること、以上の事実が認められ、この認定に反する証拠はない。

上記認定事実によれば、控訴人は、慰謝料の通常の算定方法によれば本件事故による慰謝料の算定は通院日数に四、〇〇〇円を乗じる方法しかないものと誤信してこれを前提に本件事故の賠償金額として五万円を提案したものであるのに対し、被控訴人の担当職員は、上記のとおり被控訴人としては、控訴人との示談の成立前の時点においても、慰謝料の算定方法としては、一〇（実治療日数）×二×四、一〇〇円という算式を採用しており、かかるに、控訴人において、本件事故による慰謝料の算定方法としては、通院日数に四、〇〇〇円を乗ずる方法しかないことと誤信していることを認識していたにもかかわらず、示談の成立前には、被控訴人の採用している算定方法が上記のとおりであって、控訴人の誤信している内容とは異なることを明らかにしなかったものであるから、控訴人としては、被控訴

人が上記のとおり本件事故の慰謝料を八万二、〇〇〇円と算定するものであることを知らなかったのであって、本件示談の申込みをするについて動機に錯誤があったといわざるを得ないところ、この点は本件示談の成立前に被控訴人の担当職員に対して表示されていたものであり、その動機の錯誤がなければ控訴人が本件示談の申込みをしなかったであろうということができるから、控訴人が被控訴人に対してした本件示談の申込みの意思表示には要素の錯誤があったものというほかはない。したがって、本件示談は、控訴人の本件示談の申込みの意思表示に要素の錯誤があったものとして無効となると解するのが相当であり、被控訴人の抗弁は理由がない。

(3) 被控訴人は、控訴人及び被控訴人が、本件示談をするに当たり、本件事故に関し、その損害のすべてについて五万円の支払をもって紛争を終結するものと互いに認識していたことを理由に、控訴人において示談金額の算定方法に何らかの錯誤があったとしても、錯誤による無効を主張することはできないと主張するが認定事実によれば、控訴人は、本件示談をするに当たり、被控訴人の担当職員との間で本件事故による損害の総額が約六万円であるとの共通認識が成立したと考えており、

被控訴人との争いの目的たる事項は過失割合の点だけであると考えて、上記のとおり損害の総額につき共通認識が成立していることを前提として示談金として五万円を提案したとすべきであり、他方、被控訴人の担当職員においても、控訴人が本件事故による損害の総額について約六万円と認識していることを前提とした上で、五万円の示談を成立させていることにかんがみると、結局本件示談の過程においては、本件事故による損害の総額については、控訴人及び被控訴人担当職員との間で争いの目的とならなかった事項ということができ、控訴人の主張する錯誤は、本件示談の成立の過程で争いの目的とならなかった事項についての錯誤であるから、これが和解における要素の錯誤といえる場合には、民法第六百九十六条の適用はないといふべきである。そして、控訴人の主張する上記錯誤が要素の錯誤といふことができることは前記のとおりである。すなわち、控訴人がした本件示談の申込みの意思表示については、その前提をなす点につき動機の錯誤があり、その動機は被控訴人の担当職員に表示されていた上、その動機の錯誤がなければ控訴人が本件示談の申込みの意思表示をしなかつたであろうといふことができるから控訴人がした本件示談

の申込みの意思表示の錯誤は、意思表示の要素に関するものであるといふことができる。被控訴人の上記主張は採用することができない（なお、上記の点について被控訴人が引用する判例は、和解において争いの目的となつた事項に該当する場合に民法第六百九十六条を適用して錯誤無効の主張ができないとしたものであつて、本件と事案を異にするものである。）。

6 まとめ

以上によれば、控訴人の請求は、本件事故による損害賠償として七万八、四三九円及びこれに対する不法行為の日である平成一三年一〇月八日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、これを認容すべきであり、その余は理由がないからこれを棄却すべきである。

四 結論

以上と異なり、控訴人の請求を棄却した原判決は不当であつて、本件控訴は一部理由があるから、原判決を変更して控訴人の請求を上記の限度で認容し、その余を棄却することとして、主文のとおり判決する。

参照条文 民法 第六百九十六条（和解の効力）

当事者の一方が和解によつて争いの目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しないものと認められた場合において、その当事者の一方が従来その権利を有していなかつた旨の確証又は相手方がこれを有していた旨の確証が得られたときは、その権利は、和解によつてその当事者の一方に移転し、又は消滅したものとす。

当事者の主張及び高等裁判所の要素の錯誤に関する判断の比較

控訴人の主張	被控訴人（道路管理者）の主張	高等裁判所の判断
<p>本件示談は、控訴人に要素の錯誤があり、無効である。</p>	<p>争う。 民法第696条の規定によれば、控訴人及び被控訴人は、本件示談をするに当たり、本件事故に関し、その損害のすべてについて5万円の支払をもって紛争を終結するものと互いに認識していたのであって、控訴人において示談金額の算定方法に何らかの錯誤があったとしても、錯誤による無効を主張することはできない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被控訴人の担当職員は、控訴人において本件事故による慰謝料の算定方法としては、通院日数に4000円を乗ずる方法しかないと誤信していたにもかかわらず、示談の成立前には、被控訴人の採用している算定方法が控訴人の誤信している内容とは異なることを明らかにしなかった。 ・ 控訴人としては、被控訴人が本件事故の慰謝料を8万2000円と算定するものであることを知らなかった。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○ 本件示談の申込みをするについて動機に錯誤があったといわざるを得ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この点は本件示談の成立前に被控訴人の担当職員に対して表示されていた。 ・ その動機の錯誤がなければ控訴人が本件示談の申込みをしなかったであろうとすることができる。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○ 控訴人が被控訴人に対してした本件示談の申込みの意思表示には要素の錯誤があったものというほかはない。</p> <hr/> <p><u>本件示談は、控訴人の本件示談の申込みの意思表示に要素の錯誤があったものとして無効となると解するのが相当であり、被控訴人の抗弁は理由がない。</u></p>
<p>要素の錯誤があったことを基礎付ける事実は、次のとおりである。</p>		
<p>① 控訴人が本件事故の損害賠償について被控訴人の担当職員と交渉中、被控訴人の担当職員から、被控訴人は道路の事故に関する損害賠償の責任保険に入っており、この保険によると損害の算定については自賠償の基準が準用されるという説明があった。</p>	<p>認める。</p>	<p>当事者間に争いがない。</p>
<p>② a 控訴人が被控訴人の担当職員に対して慰謝料の算定方法について尋ねると、(通院日数) × (単価) という説明があった。</p>	<p>否認する。 被控訴人の担当職員は、控訴人に対し、慰謝料の算定式は説明していない。</p>	<p>控訴人は、被控訴人の担当職員から説明を聞き、自賠償の基準によると慰謝料の算定は通院日数に単価を乗じるという算定方法しかないと誤信した。</p>
<p>b 控訴人が慰謝料は1日いくらになるのかと尋ねたところ、被控訴人の担当職員から1日約4000円であるという回答を得た。</p>	<p>認める。</p>	<p>当事者間に争いがない。</p>
<p>③ 控訴人は、被控訴人の担当職員から上記の説明を聞き、自賠償の基準によると(通院日数) × (単価) という算定方法しかない、それ以外の方法はないと誤信した。</p>	<p>不知。</p>	<p>控訴人は、慰謝料の通常の算定方法によれば本件事故による慰謝料の算定は通院日数に4000円を乗じる方法しかないものと誤信してこれを前提に本件事故の賠償金額として5万円を提案した</p>
<p>④ 控訴人は、被控訴人の担当職員に対し、治療費実費は1万数千円、慰謝料は約4万円になるという損害の内訳を口頭で示した。</p>	<p>控訴人からそのような話があったかどうかについて、被控訴人の担当職員の記憶は定かではなく、正確に覚えていない。仮にそのような話があったとしても、被控訴人の担当職員としては、控訴人から具体的な提案ないしそれにつながる話があったとは考えておらず、交渉過程における途中の話だと認識していた。</p>	<p>控訴人は、被控訴人の担当職員に対し、治療費実費は1万数千円、慰謝料は約4万円になるという損害の内訳を口頭で示した</p>
<p>⑤ 控訴人は、被控訴人の担当職員に対し、平成13年11月30日到達の書面をもって、本件事故の賠償金額として5万円を提案した。</p>	<p>認める。</p>	<p>当事者間に争いがない。</p>